

介護保険がはじまって 一年

高齢社会を迎え、老後の介護は介護する側、される側のどちらも直面する問題となつていきます。介護が必要になったときに安心してサービスを利用できるように、介護を社会全体で支えていこうと「介護保険制度」が誕生しました。

誕生から1年。徐々にサービスを受ける方は増加していますが、まだまだ浸透していない部分もあるようです。そこで、「介護保険制度」の仕組みをもう一度紹介し、現在の松前町の現状をお知らせします。



介護保険を利用するには

要介護認定が必要です

加齢に伴い、介護が必要になり介護サービスを利用した場合、介護保険から介護サービス費用の9割が給付されます。

そのためには、どの程度の介護が必要なのかを認定する必要があります。

認定の度合いは、要支援、要介護1～5の6段階に分かれています。

なお、介護が必要ない（非該当）と判定される場合もあります。

認定の有効期間は原則6か月間となっております。引き続き介護サービスを利用する場合は、認定の更新手続きが必要です。

認定されるとどうなるの？

要介護認定で、要支援と判定された場合は、在宅

サービスの利用が可能です。要介護1～5と判定された場合は、在宅サービス又は施設サービスが利用できます。

在宅サービスは、要介護認定の度合いによって1か月あたりに利用できるサービス利用の上限額が異なります。

サービスを利用するにはどうすればいいの？

在宅サービスを利用するには、どのサービスを受けられるのかというケアプラン（介護サービス計画）を事前に作成する必要があります。

自分でケアプランを作成することは困難ですので、ケアマネジャー（介護支援専門員）に作成してもらうことをお勧めします。

ケアプランの作成をケアマネジャーに作成してもらった場合には、介護保険課へケアプラン作成依頼届出書を提出するだけで結構です。

■松前町内指定居宅介護支援事業所一覧表■

（平成13年7月末現在のものです）順不同

事業所名	住所	電話番号
ミネケアシステム	出作240-6	984-2228
鶴 寿 荘	鶴吉635-1	985-0405
松前町社会福祉協議会	筒井710-1	985-4144
高瀬内科胃腸科	出作539-1	984-8980
菜 の 花	神崎578-1	984-7087
河辺整形外科	浜858	985-0500

なお、ケアプランをケアマネジャーが作成しても利用者の個人負担はありません。

要介護認定申請時に必要なものは？

新規（更新）要介護認定申請時に必要なものは、次のとおりです。

- ▼介護保険被保険者証
- ▼介護保険（要介護認定・要支援認定・要介護更新認定・要支援更新認定）申請書
- ▼申請者本人の印鑑（申請書に押し印）
- ▼第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）は、医療保険被保険者証又はその写し。
- ※申請書は、役場介護保険課、町内居宅支援事業所、町内介護保険施設にあります。

介護サービスって何があるの？

次のページをご覧ください。